

(第83号議案)

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例新旧対照表

改正案	現行																				
目次 (略)	目次 (略)																				
第1章～第8章 (略)	第1章～第8章 (略)																				
附則 (略)	附則 (略)																				
別表(第49条、第52条関係)	別表(第49条、第52条関係)																				
1 廃棄物処理手数料	1 廃棄物処理手数料																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者</td> <td>1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>46円</u></td> </tr> <tr> <td>2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者</td> <td>1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルにつき <u>87円</u>を限度として有料ごみ処理券の種別ごとに規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>3 臨時に排出する占有者又は事業者</td> <td>1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、粗大ごみについては、<u>3,200円</u>を限度として品目別に規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>4 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>46円</u>	2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルにつき <u>87円</u> を限度として有料ごみ処理券の種別ごとに規則で定める額	3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>3,200円</u> を限度として品目別に規則で定める額	4 (略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者</td> <td>1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>40円</u></td> </tr> <tr> <td>2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者</td> <td>1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルにつき <u>76円</u>を限度として有料ごみ処理券の種別ごとに規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>3 臨時に排出する占有者又は事業者</td> <td>1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、粗大ごみについては、<u>2,800円</u>を限度として品目別に規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>4 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>40円</u>	2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルにつき <u>76円</u> を限度として有料ごみ処理券の種別ごとに規則で定める額	3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>2,800円</u> を限度として品目別に規則で定める額	4 (略)	(略)
区分	手数料																				
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>46円</u>																				
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルにつき <u>87円</u> を限度として有料ごみ処理券の種別ごとに規則で定める額																				
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>3,200円</u> を限度として品目別に規則で定める額																				
4 (略)	(略)																				
区分	手数料																				
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき <u>40円</u>																				
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルにつき <u>76円</u> を限度として有料ごみ処理券の種別ごとに規則で定める額																				
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、粗大ごみについては、 <u>2,800円</u> を限度として品目別に規則で定める額																				
4 (略)	(略)																				
2 動物死体処理手数料	2 動物死体処理手数料																				
動物の死体 1頭につき <u>3,000円</u>	動物の死体 1頭につき <u>2,600円</u>																				
附則																					
(施行期日)																					
1 この条例は、令和5年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。																					

(経過措置)

- 2 改正後の別表1の表1の項及び3の項の規定は、施行日以後に区長が申込みを受けた廃棄物の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた廃棄物の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表1の表2の項の規定は、施行日以後に区長が収集及び運搬をした事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が収集及び運搬をした事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 4 改正前の別表1の表2の項に規定する廃棄物処理手数料(以下「旧廃棄物処理手数料」という。)に係る有料ごみ処理券は、施行日以後1月間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券の交付を受ける際に旧廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した事業者は、改正後の別表1の表2の項に規定する廃棄物処理手数料を納付したものとみなす。
- 5 改正後の別表2の表の規定は、施行日以後に区長が届出を受けた動物の死体の処理に係る動物死体処理手数料について適用し、施行日前に区長が届出を受けた動物の死体の処理に係る動物死体処理手数料については、なお従前の例による。